

佐渡国際トライアスロン大会運営持続化のためのボランティア受入れ促進及び DX化によるおもてなし向上業務

佐渡国際トライアスロン大会は、佐渡を代表するスポーツイベントのひとつであり、大会期間中の集客に加え、佐渡のスポーツツーリズムのブランドイメージ構築にも大きく寄与している。一方、その運営の多くは島内のスタッフやボランティアによって支えられており、人口減少が著しい佐渡市においては、運営体制の継続が難しくなっている。

島外からのボランティアスタッフの受入れ促進と全体スタッフマニュアルの作成による大会運営の適正化を図り、また、デジタル化による参加者へのおもてなし向上を民間事業者からの企画提案により一体的に行うことにより、大会運営の持続化を図ることを目的として、公募型プロポーザルにより委託事業者の選定を行う。

この要領は、本業務の委託事業者を選定するために必要な事項を定める。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

佐渡国際トライアスロン大会運営持続化のためのボランティア受入れ促進及び DX 化によるおもてなし向上業務

(2) 履行期間

契約日から令和6年1月31日

(3) 委託金額上限額

10,543千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この費用には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとします。

(4) 業務内容

別添仕様書のとおりとしますが、プロポーザルにより業務内容の提案を受け協議等により修正・変更を行う場合があります。

2. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとします。

- (1) コンサルティング業務に関して実績があり、業務の確実な履行が見込まれること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領(平成30年佐渡市訓令第17号)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要

がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。

(7) 佐渡市における市税の滞納がない者であること。

3. 審査方法（選定手順）

- (1) 本業務における企画提案に係る審査は、「佐渡国際トライアスロン大会運営持続化のためのボランティア受入れ促進及びDX化によるおもてなし向上業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とします。
- (3) 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定します。

4. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式 2）により、電子メールで行う。

なお、必ず着信を電話にて確認すること。

(2) 提出先電子メールアドレス：scsf-jigy0@scsf.jp（佐渡市スポーツ協会）

(3) 質問提出期間：令和 5 年 6 月 1 9 日（月）午後 5 時必着

(4) 回答方法

申込者全員へ電子メールで回答します。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

5. プロポーザルの参加手続き等

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 2 0 日（火）午後 5 時必着

(2) 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式 7 号）
- ③ 履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。）
- ④ 市区町村税の滞納がないことの証明（発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。）

(3) 提出方法 事務局あてに、持参または郵送

(4) 提出先 「1 2. 問い合わせ先」に記載のとおりです。

(5) 参加資格確認通知

提出された書類が「2. プロポーザル参加資格」に定める要件に適合するかを確認し、プロポーザル参加資格確認通知書を電子メールにより送付する。

6. 企画提案の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式 4）

- ② 企画提案者に関する調書（様式5）
- ③ 業務実施体制調書（様式6）
- ④ 企画提案書類（様式任意、原則A4サイズ）

別添「仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- i) 企画概要
- ii) 業務実施スケジュール
- iii) 実施体制

- ⑤ 事業者の概要（様式任意、原則A4サイズ）

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類（内容が網羅されていれば既存の会社等概要も可とします。）

- ⑥ 見積書

※全ての経費についての内訳がわかるよう、できる限り具体的に明記し、代表者印を押印すること。（様式任意）

- ⑦ 過去の類似実績とその成果が分かる資料（様式任意）

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出先

「12.問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は、提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先あて提出書類が発送された日時が証明できる方法によってください。

(2) 提出期限

令和5年6月27日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出

(4) 提出部数 10部

8. 企画提案書等の審査

(1) 審査の方法

下記のプレゼンテーションにより、選考審査委員会が受託候補者を選定する。

(2) 選考審査委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時：令和5年6月29日（木）午後2時から
- ② 場所：佐渡スポーツハウス 2階 会議室
- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加表明書を受理した後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者 15分以内とする。

(3) 本プロポーザルにおける評価及び選定基準

【審査項目】

① 業務遂行能力等

・業務を実施するうえで十分な体制か。

- ・スケジュール業務を円滑かつ効果的に実施できる計画か。

- ・業務実績

- ・本業務と類似の業務の受注実績があるか。

② 企画性（島外からのボランティアツアー受入れの促進）

- ・大会運営の実態に即した提案となっているか。

- ・島外からのボランティアを有効に活用できる提案となっているか。

- ・運営マニュアルの作成に対して、事務局と十分な協議を行える体制か。

③ 企画性（DX化による参加者へのおもてなしと利便性の向上）

- ・選手や応援者に対するおもてなし向上に資する内容になっているか。

- ・大会会場やSNS等 web 上での盛り上がり演出できる内容になっているか。

- ・次年度以降のコストやシステム運用の方針が明確に示されているか。

④ 独創性

- ・独創的な工夫、また仕様書にはない活用可能な提案はあるか。

⑤ 業務経費

- ・企画内容に対して妥当な見積額か。

(3) 審査結果等

審査の結果については、委託事業者選定後、全員に速やかに書面にて通知するとともに、後日、佐渡市スポーツ協会公式 HP で公表します。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

9. 契約の締結

佐渡国際トライアスロン大会実行委員会は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と別途協議をしたうえで随意契約により契約を締結します。

なお、委託契約は佐渡市財務規則を準用して行います。その者との協議が整わない場合は、次点者と交渉を行います。

10. 提案者の失格事由等

次の条件の一つに該当する場合は、失格とします。

(1) 提案に参加する資格のないものが提案を行った場合

(2) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があった場合

(3) 提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に、上記「2. プロポーザル参加資格」を満たさなくなった場合

(4) 提案金額が、上記「1. (3) 委託金額上限額」を上回っている場合

(5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

11. その他

(1) 提出された提出書類一式は、返却しません。また、提出された提案書等は、非公開とします。

- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出期限後におけるプロポーザル提出書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 本業務の実施の際に生じた著作権物等は、佐渡国際トライアスロン大会実行委員会に帰属します。

12. 問い合わせ先

〒952-0312 新潟県佐渡市吉岡1675

一般財団法人 佐渡市スポーツ協会

TEL:0259-67-7510